

国際税務レポート

2020 Summer



目次

1. 国内税務情報（国際関係）	3
2. 海外税務情報	9



1. 国際税務情報（国際関係）

1. 国際税務情報（国際関係）

No.	情報発表日	区 分	リソース	項 目	概要・解説	参照URL
1	2020/4	税制	財務省HP		欠損金の繰越による還付の特例	https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure3.pdf
2	2020/5/29	税制	国税庁HP	税制	法人税及び地方法人税並びに法人の消費税の申告・納付期限と源泉 所得税の納付期限の個別指定による期限延長手続に関する F A Q	https://www.nta.go.jp/taxes/s_hiraberu/kansensho/pdf/0020004-044.pdf
3	2020/6	情報交換	国税庁HP	情報交換	非居住者に係る金融口座情報の 自動的交換のための報告制度（ F A Q（報告事項の提供） ） 更新	https://www.nta.go.jp/taxes/s_hiraberu/kokusai/crs/pdf/faqteikyo.pdf
4	2020/6	税制	経団連HP	税制	グループ通算制度に関する Q & A	https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/group_faq/pdf/0020004-041.pdf
5	2020/6	裁決事例	国税不服審判所HP	税務争訟	令和元年10月分から12月分裁決事例	https://www.kfs.go.jp/service/JP/idx/117.html
6	2020/6	再調査の請求	国税庁HP	税務争訟	令和元年度における再調査の請求の概要	https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2019/saichosa/index.htm

1. 国際税務情報（国際関係）

No.	情報発表日	区 分	リソース	項 目	概要・解説	参照URL
7	2020/6/24	税制	国税庁HP	移転価格	「独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類（ローカルファイル）作成に当たっての例示集」	https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/takokuseki_00.pdf
8	2020/7	租税条約	財務省HP	B E P S 防止措置実施条約	対象国増加 カザフキスタン、韓国、インドネシア、チェコ	https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/mli.htm#a05
9	2020/7/1	税制	国税庁HP	税務コーポレートガバナンス	税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組について（調査課所管法人の皆様へ）	https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/hojin/sanko/cg.htm
10	2020/7/1	税制	国税庁HP		国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関する F A Q」の更新	https://www.nta.go.jp/taxes/s hiraberu/kansensho/pdf/faq.pdf
11	2020/7/ 6	税制	国税庁HP	税務争訟	令和元年度における訴訟の概要	https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2019/sosho/index.htm

1. 国際税務情報（国際関係）

東京地裁令和2年3月11日判決 大手製薬会社適格現物出資事件

大手製薬会社がケイマン諸島に組成したパートナーシップ持分を英国子会社にした現物出資、適格現物出資に該当するかどうかが争われた事案で現物出資の対象となったパートナーシップ持分は、「国内にある事業所に属する資産」には該当しないとして適格現物出資に該当するとして納税者勝訴の判決を出しました。

判旨

「本件現物出資の対象資産は本件C I L P持分であったと解するのが相当である。」

「C I L Pは、我が国の組合に類似した事業体であり、E L P S法及び本件パートナーシップ契約においても、C I L Pの事業用財産の共有持分（準共有持分を含む。）と切り離されたパートナーとしての契約上の地位のみが他に移転することは想定されていないものと解される。この点が、法人における株式の移転とは根本的に異なる点である。

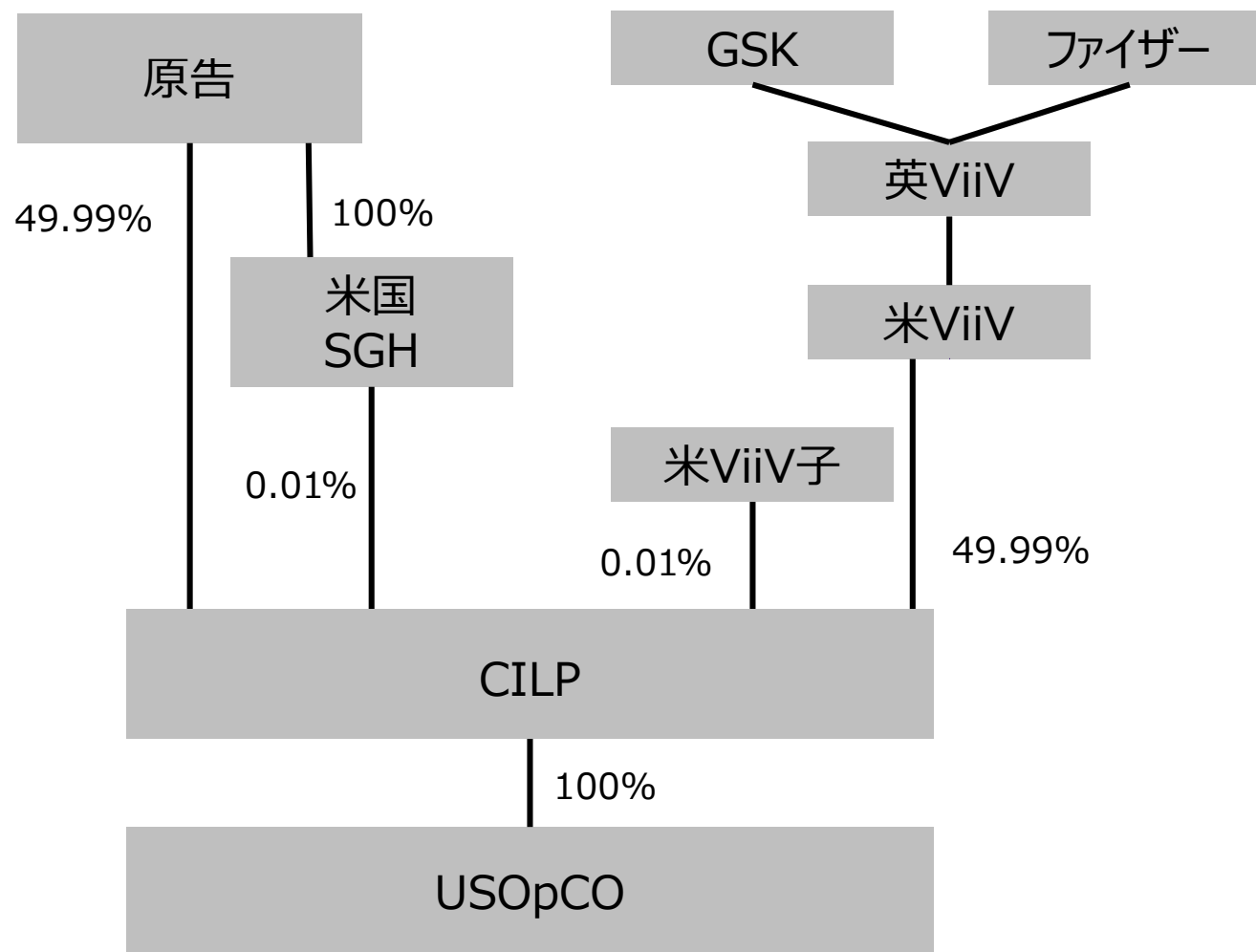
そうすると、本件現物出資の対象資産となった本件C I L P持分についても、その内実は、C I L Pの事業用財産の共有持分とL Pとしての契約上の地位とが不可分に結合されたものと捉えられなければならない。」

「本件現物出資の対象財産であった本件C I L P持分は、その主たる構成要素であるC I L Pの事業用財産（の共有持分）のうち主要なものの経常的な管理が国内にある事業所ではない事業所において行われていたといえることから、「国内にある事業所に属する資産」には該当しないというべきである。

したがって、本件現物出資は、適格現物出資に該当するものと認められる。」

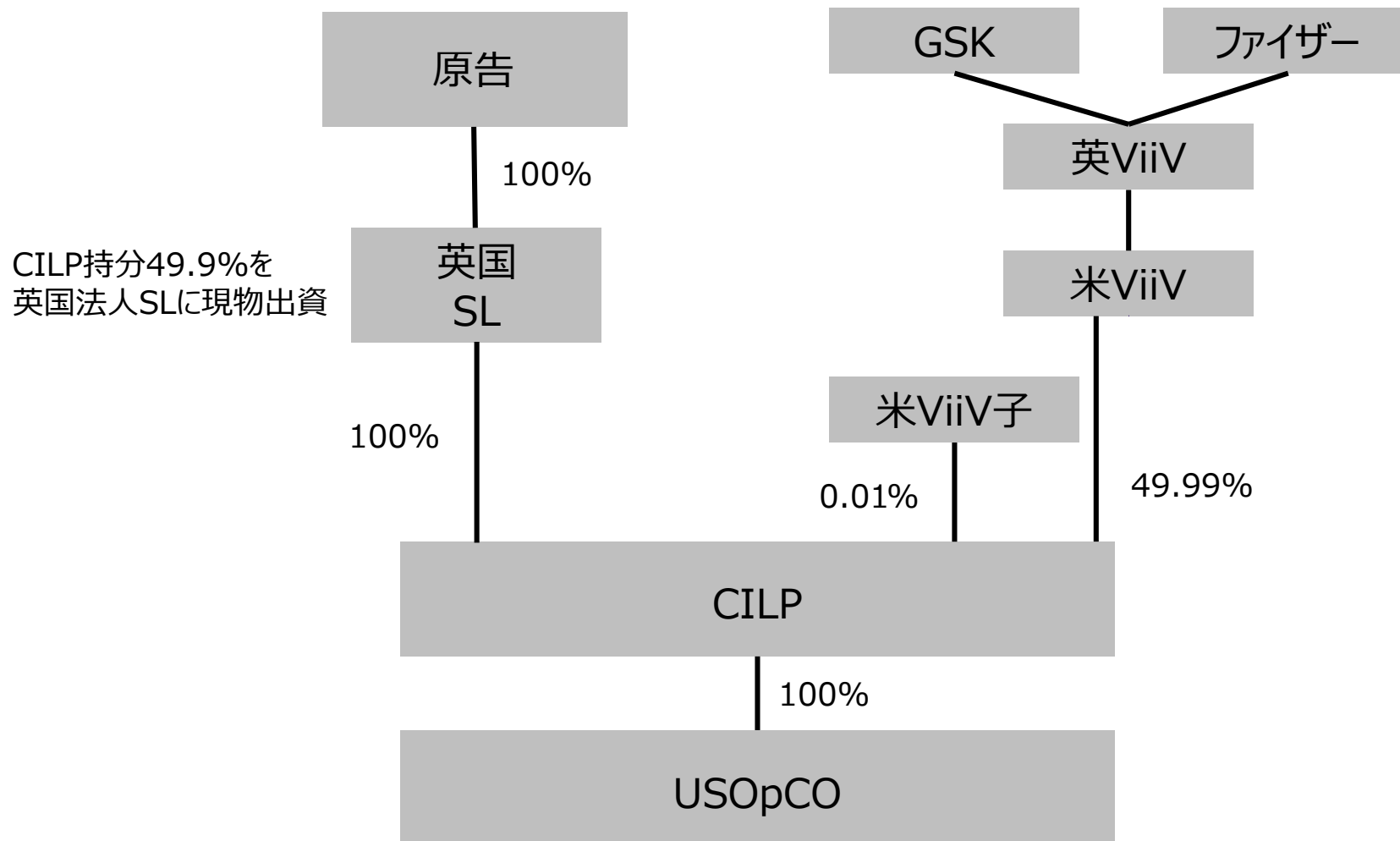
1. 国際税務情報（国際関係）

東京地裁令和2年3月11日判決



1. 国際税務情報（国際関係）

東京地裁令和2年3月11日判決





2. 海外税務情報

2. 海外税務情報

南北アメリカ



ブラジル

ブラジル、納税義務のある企業に対する減税措置

納税義務を負っている企業がCovid-19パンデミックにより経営難に直面している現況に対して、ブラジル政府は大規模な減税措置を実施することとした。政府から発表された通知文書によると、企業は7月1日から12月29日まで当該措置適用のためのプログラムにサインアップすることができるとされている。

当該プログラムの適用対象となった企業は、罰金や利息、その他法的費用について最大で100%の減免を受けることができる。

なお、プログラムの適用を受けるには、パンデミックのために深刻な経営難に直面していることを証明する必要がある。2020年の前半の貸借対照表の提示が要件となる。

このプログラムは、2,800万ドル以下の負債を有する企業に限定され、減

免額は最大で、中小企業の場合では総負債の70%、大企業では50%となる。残りの債務については84～133か月の期間で支払うこととされている。



アメリカ

アメリカの中小企業者向け給与保護プログラム (PPP: Paycheck Protection Program)

給与保護プログラム (PPP) により、中小企業の借入金のうち8週間分の給与相当額は返済が免除されることとなる。また、ローン利息、オフィス賃料、水道光熱費に相当する金額が返済免除の対象となる。給与保護プログラムに基づく返済免除の適用を受けるためには、雇用主が従業員数の維持または迅速な再雇用、給与水準の維持が必要となる。フルタイム従業員の人数が減少した場合、もしくは、給与と賃金が減少した場合には返済免除額は減少することとなる。

適用対象者は、非営利団体、同族会社、自営業者、個人事業主、その他事業者等で従業員が500人以下の小規模企業が対象となり、500人を超える従業員を抱える企業は、特

定の業種について適用対象とされている。制度の適用を希望する場合には、既存のアメリカの中小企業向け貸付制度であるSBA 7 (a) 保証制度の適用を受ける金融機関等を通じて申請することとなる。対象金融機関リストや追加情報などの詳細についてはwww.sba.govまたはwww.coronavirus.govなどのサイトに掲載がある。

2. 海外税務情報

南北アメリカ



メキシコ

メキシコ、2020年度税制改正
2019年12月9日に連邦官報DOFにて「連邦所得税(以下、ISR)法、付加価値税(以下、IVA)法、製造・サービス特別税IEPS 法、連邦租税法(以下、CFF)の改正に関する布告」が公示され、2020年度税制改正は2020年1月1日を以て発効に至った。

本年度の税制改正では増税は無く、主に経済協力開発機構OECDの税源浸食と利益移転(以下、BEPS)プロジェクトの13の行動計画をベースとした改正が中心であり、人材派遣制度等のメキシコ国内の徴税環境の整備を目的とした改正も盛り込まれている。

1. ISR法の主要改正事項

(1) 過大支払利子税制
既存の過少資本税制に加え、BEPS行動計画4の利子控除制限ルールを導入し、過大支払利子税制が新た

に設けられた。借入等の利付負債に係る支払利子を恣意的に過大計上する租税回避行為防止のため、純支払利子額のうち調整所得金額の30%超の金額を損金不算入とする事となった。

(2) シェルターマキア
IMMEXプログラムの一つである保税委託加工を行うシェルターマキアとして認定されているメキシコ法人を介して取引を行う外国法人については2014年度税制改正にて最大4年間(恒久的施設(以下、PE)認定を行わないと規定されたが、この期限が撤廃されることとなった。今後、該当する外国法人で一定の要件を満たした場合には無期限でPE認定されることはない。

(3) 源泉徴収によるデジタル課税
アプリケーション等のデジタルプラットフォームを介して物品販売や交通・宿泊サービス提供をする個人事業者に

支払を行う法人に対して、その取引内容とIVAを除く支払額に応じて0.4~10%の源泉徴収を義務付けた。当該支払者は源泉徴収をしたとするCFDI(電子税務証憑)を発行する義務もある。その際に個人事業者がRFCという自身の連邦納税番号を提供しない場合には源泉徴収税率が20%となる。なお、本規定は6月1日発効となるが、5か月間の猶予期間が設けられている。

(4) その他

その他主な改正項目は以下の通り。

- BEPS 行動計画7のPE認定の人為的回避の防止を背景に、PE定義の明確化
- BEPS行動計画2のハイブリッド・ミスマッチ取極め効果の無効化を背景に、実効税率22.5%未満の軽減課税国・地域に所在する関連会社への支払の損金不算入やパススルー事業体に対する課税。

2. IVA法の主要改正事項

(1) 人材派遣サービスに対する支払に係る手続簡素化
人材派遣サービスを悪用して社会保険料の圧縮を行ったり、実体のない人材派遣への架空支払やそのIVA控除が問題となっていた背景があり、2017年税制改正においてこれに対する規制が始まった。人材派遣会社に対する支払の損金算入やそのIVAを申告で控除するために、派遣社員の給与明細、その給与に係る源泉税申告、IVA申告書類等の入手・保管義務が規定されたが、本改正で廃止となった。

(2) 人的サービスの支払に関する源泉徴収義務
IVA法1-A条に、人的サービスに関して源泉徴収する義務が追加された。改正案の段階では、人材派遣サービス(Servicio de Subcontratación Laboral)のみ

2. 海外税務情報

南北アメリカ



メキシコ

を対象としていたが、実際に追加された1-A条の本文には「人材派遣サービス」の文言は除かれ、役務の提供場所、及び指揮命令下にあるかを問わず人的サービスを楽しむ法人・個人事業者に対し支払IVA16%のうち6%を源泉徴収する義務が規定された。

(3) 還付ポジションIVAの他税目の支払との相殺廃止
確定申告において還付ポジション額が生じた際に、同じ連邦税の範囲内（ISR、IVA、IEPS等）で他税目の支払と相殺できるという取扱いが2019年度の税制改正において廃止された。

(4) 非居住者・非居住法人に対するデジタル課税
IVA課税対象取引は国内で行われる物品の譲渡やサービス提供、これらの一時使用だが、本改正においては国外の非居住者や非居住法人から

メキシコ国内へ提供されるデジタルサービスについても国内取引に該当し、適切に申告納税を行わなければならない旨が明記された。

3. CFFの主要改正事項

(1) 連帯責任
納税に関する連帯責任の範囲が拡大されました。会社の清算人や管財人に対して、清算会社が届出や報告書の提出義務を履行している場合には納税の連帯責任を免除されていたが、本改正によりその部分は削除された。更に、出資者、経営者、複数の取締役で構成される取締役会に代えて代表取締役（Administrador Unico）として取締役を1名のみとする会社経営機関である唯一代表取締役等については、その会社の連帯責任を負う条件として以下のケースも追加された。

- ・ 税務居住地変更の未届や所在不明

- ・ 未納がある
 - ・ 架空取引に関するCFDIの発行で官報のブラックリストに掲載されている
 - ・ 官報ブラックリスト掲載者から一事業年度中に計7,804,230ペソ以上のCFDI発行がある
 - ・ 繰越欠損金を不当に譲渡または移転させたとして、官報のブラックリストに掲載されている
- (2) 一般租税回避否認規定（General Anti-Avoidance Rules : GAAR）
一般的租税回避否認規定が導入され、SATは事業上の合理性が欠如していると判断した納税者の取引に対して更正を行う可能性がある。
- (3) 税務コンサルタントによる開示義務

BEPS 行動計画12の義務的開示制度を背景として、法人・個人の税務コンサルタントはそのアドバイス、計画、実行等で関わり、メキシコで税務

的な恩恵を直接または間接に享受するビジネススキームや取引に関して開示した情報申告書の提出義務がある。税務コンサルタントが報告した際にSATから付与されるID番号を提供しない、契約している税務コンサルタントがいない、税務コンサルタントではない者からのアドバイザー、税務コンサルタントが国外居住者である等の場合には、納税者側に当情報の報告義務がある。本規定の義務を履行しない場合には、税務コンサルタントは15千～20百万ペソ、納税者は50千～2百万ペソの罰金が設定されている。本規定の適用は2021年1月1日からとなるが、2020年度以降に税務的恩恵が発生した取引から遡って報告対象となる。

2. 海外税務情報

アジア



中国

国家税務総局 中古車販売の増値税政策及び納税信用制度による融資支援

自動車の消費を促進するため、2020年4月8日、財政部、国家税務総局が『中古車販売の増値税政策に関する公告』を公表した。詳細は以下の通りである。

2020年5月1日から2023年12月31日までの期間に、中古車販売業者である納税者が買い取った中古車を販売する場合、増値税の徴収率は、従来の簡易な方法である3%から2%までの引き下げを、3%から0.5%までの引き下げとする。

本公告における中古車とは、登録登記手続を完了してから、国の強制廃車基準に達するまでの期間中に取引を行い、所有権を移転した車両を指し、詳細範囲は、国务院商務主管当局が公布した中古車流通管理弁法に基づく。

また、2020年4月7日、国家税務総局と中国銀保監会（銀行保険管理監督委員会）が『“銀税互動システム”の役割を担い中小企業の操業再開を援助する通知』を公布し、適用対象企業を納税信用A級とB級の企業だけではなく、M級、並びに湖北省のC級企業まで拡大させた。

“銀税互動システム”とは、融資を申請する中小企業の許可を得て、税務機関が企業の「納税信用」ランクや関連の税務情報を金融機関に提出し、無担保融資の取得を援助する行政手続きである。



ベトナム

移転価格税制ガイドラインの改正江草案に対するパブリックコメントの募集

OECDによるBEPS勧告に基づき2017年5月に施行された政令Decree20/2017/ND-CPの改正法令案が公表されており、パブリックコメントが募集されている。

本改正案における主要論点は支払利子の損金算入限度額の改正である。ベトナムの移転価格税制の特徴として税務上損金算入できる関連者間取引による利息費用が制限されており、納税者のEBITDAの20%を上限とされているが、この率を20%から30%に緩和することが提案されている。その他四分位レンジの見直しなどが含まれており、改正法は2020年7月1日施行を予定している。

2. 海外税務情報

アジア



フィリピン

フィリピン財務省 法人税率引き下げの税制改革修正法案を提出

5月26日、フィリピン財務省(DOF)は、税制改革第2弾法案「CITIRA法案」を修正する「CREATE法案」を国会に提出した。「CITIRA法案」は、日系企業を含む多くの外資系企業が所在する経済特区(PEZA)における現行の優遇税制に関する抜本的改革が規定されている。

「CITIRA法案」では、30%という現行の法人税率を毎年1%ずつ引き下げ、2029年に20%にするとしていた。しかし、修正後は新型コロナウイルスの感染拡大の影響で落ち込む国内経済に対し、現行の30%の法人税率を即時25%引き下げる。以降は、2023年から2027年までの5年間で法人税率を毎年1%ずつ引き下げ、2027年には20%にすると規定した。現行のPEZAの税制優遇措置の抜

本的改革については、CITIRA法案で2~7年としていた法人税免除後に適用する適用税率の適用期間を、CREATE法案では4~9年に延長すると規定した。

また、CREATE法案は、2020年の中小企業の繰越欠損金(NOLCO)の、損失繰越可能な期間を2年間延長し、現行の3年から5年間にすることとした。これにより、DOFは、新型コロナウイルスの感染拡大により経営難に陥る中小企業の税負担軽減につながるとした。



インドネシア

半年間の特別減税措置 非製造業も対象

4月27日、インドネシア財務省は、前払法人税や付加価値税、給与源泉税などに関する優遇税制について、対象者を、特定の卸売、建設、倉庫、ホテル、レストランなどの非製造業、保税工場・倉庫等の保税の許可を受けた保有者に拡大した。

今回施行された規定を旧規定と比較すると、従業員の給与源泉税(PPh21)については440業種から1062業種、輸入時前払法人税(PPh25)と付加価値税については102業種から431業種、月次前納付法人税(PPh25)は102業種から864業種に拡大した。

また新たに、保税工場・倉庫等の保税の許可を受けた保有者も対象に追加された。

申請は、財務省ウェブサイトから行う。

PPh21、PPh25の制度については、5月20日、5月15日までに申請することによって、4月度納税分から優遇措置が遡及適用できる。

なお、制度を利用した場合には、所定の様式で報告する必要がある。

PPh21は当月分を翌月20日まで、PPh22及びPPh25は、6月までの利用実績を7月20日までに、7月から9月の利用実績を10月20日までに報告する必要がある。

上記に加え、地元のインドネシア中小零細企業に対する事業支援を目的として、年間売上高48億ルピア以下の企業については、売上高の0.5%の法人税を9月まで期間限定で免除することが定められた。

2. 海外税務情報

アジア



シンガポール

経済拡大奨励法の拡充

6月12日、政府は経済拡大奨励法を修正する法律を公表した。この法律には以下の点が盛り込まれている。

- 一以上の着陸拠点を備えた海底ケーブルシステムの建設及び運用のため、2018年2月20日以降に固定設備投資を行う企業に対して投資奨励策の提供
- 2018年2月20日から2023年12月23日までの間、投資控除の承認が必要となる。
- 企業のパートナーシップ及びパートナーに対して、投資控除の配分を認める。
- 免税請求の手続きを提供する。
- 生産的設備を購入するために非居住者から少なくとも2000万ドルのローンのある会社が、当該ローンを承認外国ローンとみなされるための申請することが可能となる。



タイ

タイ投資委員会、「タイランド・プラス」の税制恩典条件の緩和

タイ投資委員会（BOI）は5月5日、タイへの生産拠点の移転奨励のための「タイランド・プラス」と呼ばれる税制優遇策の利用を促すことを目的として、投資委員会布告第3/2563号において同制度の要件緩和策を公表した。

- 2020年12月30日までに行う投資案件に係る最低投資額を従来の半額に引き下げ（10億バーツ以上から5億バーツ以上へ）
- 投資対象地域をバンコクを含むタイ全土に拡充

なお、同制度の内容は投資恩典対象業種のうち、各種投資奨励措置で合計8年間を超えない法人所得税の免除恩典が付与されたプロジェクトに関して、2020年12月31日までに実施する投資案件は5億バーツ以上、

2021年12月31日までに実施する投資案件は10億バーツ以上の投資を実施する等の奨励条件を充足する案件については、法人所得税免税期間終了後、さらに追加で5年間、法人所得税50%減税の恩典が付与される。

2. 海外税務情報

オセアニア



オーストラリア

オーストラリア税務当局 小規模事業者の簡易減価償却方法などに関する改正

6月23日、オーストラリア税務当局が小規模事業者の簡易減価償却方法などについて改正を行った。改正内容は以下の通りである。

1. 一括償却に関する優遇措置を12月31日まで延長
2. 2020年3月12日から2021年6月30日までの期間で、簡易償却を適用する納税者が有する減価償却資産の取得価額の57.5%、簡易償却を適用しない納税者が有する減価償却資産の取得価額の50%の取得時償却
3. 小規模事業者に適用される所得税率を2016-17会計年度及び2018-19会計年度は27.5%、2020-21会計年度は26%、2021-22会計年度からは25%

4. 個人小規模事業者の所得税軽減額の増加
5. 優遇措置の適用可能な小規模事業者の範囲を拡大

2. 海外税務情報

ヨーロッパ



イギリス

PPEおよび電子出版物に対する0%付加価値税

英国財務省はCOVID-19による救済措置として導入された0%付加価値税の適用を説明した通達

No.458/2020および

No.459/2020を発行した。

通達には次の措置が含まれる。

1. 5月1日から7月31日まで有効なウイルスからの保護に使用される個人用保護具（PPE; Personal Protective Equipment)の供給にゼロレートVATを導入する。
2. 特定の電子出版物に対してゼロレートVATを拡張する。

これらの法定文書は5月1日に発効する。



ポーランド

「エストニア」税制を明確化

ポーランド財務省は、2021年度より中小企業(SME)が「エストニア」法人所得税モデルまたは特別投資モデルを適用できることを明らかにした。

この制度には、エストニアのように分配された利益にのみを法人税の対象とすること、または収入を得るためのコストとして投資額を損金算入する措置が含まれている。

同省は次のように明確にした。

1. 一定の要件を満たすPZ5000万(USD1250万)未満の収益のSMEに適用される。
2. SMEが上記の金額の上限を超えている場合でも、オプションで4年間の延長が認められる。



ベルギー

コロナウィルスによる追加措置

ベルギーの官報はCovid-19のパンデミックによる追加の税制措置を導入する法令を発表した。

この法令には以下の措置が含まれる。

1. 2019年3月13日から2020年3月12日の期間に終了する事業年度に課税させる所得に対して、最大2,000万ユーロの損失を繰り戻す一時的な機会を提供する。
2. 一時的な免税の還付請求が可能な条件を確立する。
3. パンデミックによって企業が被った損失を回復するための復興準備金を提供する。



スペイン

コロナウィルスによる法人税申告の延長に関するFAQを公表

スペイン税務当局は、2019年1月以降に開始する期間に係る法人所得税申告書の提出に関するFAQを出した。主な内容は下記の通り。

1. 2019年度の法人税の申告期限は7月25日が土曜日であるため、翌営業日である7月27日が期限となる。
2. コロナウィルスの影響により年次決算及びその他法的拘束力のある文書の作成期間(3ヶ月)は中断していたが、警戒状態が終了したため6月1日から開始することとなった。
3. 前年度決算承認のために実施する定例総会のために定められた期間は、決算準備期間の終了日から2か月に短縮された。これにより非上場会社は11月1日より前に決算の承認を受ける必要がある。

2. 海外税務情報

ヨーロッパ



ギリシャ

コロナウィルスによる追加措置

ギリシャの財務省はCovid-19のパンデミックによる2020年第3四半期の追加の減税措置を発表した。

この発表には以下の内容が含まれる。

1. 企業の2019年上半期と比較した2020年上半期の収益の減少を基に、税率の引き下げを段階的に進める。
2. 海軍および航空部門の企業にはゼロレートを適用する。
3. 8月の適格企業向けに、返済可能な前払いを実施する。



オランダ

DTAに基づくMAP規則

オランダの官報は政令

No.0000101607を発表し、DTAに基づく紛争解決に関する相互合意手続き(MAP)規則を更新した。この法令には次の措置が含まれる。

1. BEPS行動計画14に合わせて、相互協議による紛争解決に期間を2年間とする。
2. BEPS防止措置実施条約(MLI)を反映する。
3. 仲裁手続きと多国間協議手続きの説明
4. 海外での司法判断との対立に対する承認プロセスを提供する。
5. 制限期間後の対応的調整の承認条件
6. 特別な場合の相互協議手順の説明
7. 二国間および多国間事前確認を適用するための規定条件



ルーマニア

コロナウィルスによる減税措置

ルーマニアの官報はコロナウィルスの蔓延による企業への減税措置を実施する緊急事態規則99を公表した。この条例には次の対策が含まれる。

1. ホテル、レストラン、バー、ケータリング、外食産業の90日間の特定の税金の納付を免除する。
2. 2020年度の再計算方法を納税者に提供する。
3. 10月1日まで、防護マスクと医療用人工呼吸器にかかるVATを免税とする。
4. 零細企業の第1～2四半期について、特定の租税、法人税および予定納税について、10%減税の適用を拡大する。

8. 更正処分にかかる関係国の国税にかかる延滞税の取り決めにおける特例の説明
この法令は6月23日に発効する。

2. 海外税務情報

ヨーロッパ



フランス

コロナウイルスによる監査・社会保障期限の延長に関する行政方針の更新

フランス政府はコロナウイルスのパンデミックにより税務監査および社会保障負担の期限延長に関する行政方針を更新した。

更新された方針には、下記のような延長に関する情報が含まれている。

1. 税務監査については、3月12日から8月23日まで延長。
2. 社会保障負担については、行政期限を3月12日から6月23日まで延長。



ドイツ

R&D税制優遇措置の延長を発表

ドイツ政府は、研究開発（R&D）に対する免税措置を2021年6月30日までの6か月延長することを発表した。欧州委員会は、ドイツ政府から提出された評価計画を承認し、免税措置は一括適用免除規則の満了日から6か月延長する必要があると決定した。



ルクセンブルグ

強制開示義務の報告期限の延長

ルクセンブルグ政府はCovid-19のパンデミックによる行政協力に関する2つの指令の期限延長を発表した。

1. 特定のクロスボーダー取引に係る税の報告を6か月延長する（DAC6）。
2. 金融口座情報の交換期限を3か月延長する（DAC2）。



リトアニア

VAT附則改正

リトアニアの官報はVAT附則の改正を発表した。この法律には次の措置が含まれる。

1. VATをエチルアルコール、アルコール飲料、製造タバコ、加熱タバコ、エネルギー製品にも適用する。
2. VAT登録要件の修正
3. 予算から回収可能なVAT額の相殺と払い戻しを認める。
4. 他のEU諸国から車輛を購入する非VAT登録者に、購入月の25日までに申告と納付義務を課す。
5. 修理やメンテナンスを必要としない場合でも、宝石を含む中古の動産にVATを適用する。

この法令は2021年1月1日から施行される。

2. 海外税務情報

ヨーロッパ



カザフスタン

日本とのDTA、MLIの対象に

日本の財務省は2008年12月19日に署名されたカザフスタンとのDTAが、2017年6月7日の署名された多国間条約(MLI)の対象となることを発表した。

MLIは10月1日からDTAに適用される。

MLI承認を寄託

6月24日、カザフスタン政府は2018年6月25日に署名された多国間条約(MLI)の承認文書をOECDの事務総長に寄託した。カザフスタンのMLIは10月1日に発効する。

カザフ議会下院、コロナウィルスによる税法改正案を可決

カザフスタン議会下院はCovid-19のパンデミックによる税法を改正するために法案1211-VIを可決した。この法案には次の措置が含まれる。

1. 4月1日の時点で固定資産税および車輛税の滞納がある納税者の罰金を免除するために、2020年12月31日までに延滞金が支払われる場合に右派、税の恩赦プログラムを提供する。
2. 2021年1月1日以降に発生した固定資産税および車輛税の滞納に対して、税の恩赦プログラムを提供する。
3. 2020年第2～3四半期のVAT納付期限を、2021年2月に延期する。
4. 2020年6月1日から12月31日までのVAT還付を70%から80%に増やし、鉱業を営む企業の第一四

半期における中間法人税を33%に減額する。

5. 民間メディア企業の従業員に免税を提供する。
 6. 非居住者による2019年度の納税証明書の提出期限を2020年12月31日に延長する。
- 法案は次に上院で検討される。

2. 海外税務情報

中東アフリカ



南アフリカ共和国

フリンジベネフィット課税に係る金利の引き下げ

南アフリカ歳入庁は従業員と雇用者間で借入を行った場合に、フリンジベネフィットに課税が行われる際の金利表を更新した。

従業員が雇用者から、無金利又は基準金利より低い金利にて借入を行った場合、当該利息に対して課税が行われる。

今回の更新により、6月1日から当該金利は5.25%から4.75%に引き下げられることとなった。



ボツワナ

モーリシャスとの議定書

モーリシャスの財務経済開発省は2015年8月15日に署名されたボツワナとの1995年のDTAに関する議定書が2020年2月27日に発効したことを発表した。

ルクセンブルグとの議定書

ルクセンブルグ大臣評議会は、2018年9月19日に署名されたボツワナとのDTAおよび議定書を承引する法案を承認した。

この合意はOECDのBEPS行動計画に準拠しており、情報交換に関する規定が含まれている。



マダガスカル

カナダとの議定書

カナダ財務省は2016年11月24日に署名されたマダガスカルとのDTAに関する議定書が同日に発効したことを発表した。

この規定は一般に2021年1月1日以降が対象となる。この合意はOECDモデル租税条約に基づく。

